

令和5年第4回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日（火）午後1時34分から3時6分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（13人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	野町 亜理
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	4 番	川島 一義
	5 番	千光士伊勢男
	6 番	野村 勉
	7 番	樋口 なぎさ
	8 番	西岡 秀輝
	9 番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	面岡 大作
	12番	山内 芳幸
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（1人）

13番 栗山 浩和

5. 出席農地利用最適化推進委員（5人）

安芸	渡辺	禎宏
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
報告第2号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第3号	農地法第3条許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画

決定について

議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利
用集積計画（一括方式）決定について

議案第 7 号 非農地証明願について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮 一仁

事務局次長兼振興係長 北村 博昭

事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

- 議 長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。
- 事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数 14 人、欠席 1 人、出席数 13 人であります。
欠席委員の 13 番栗山浩和委員は、所用のため欠席の届出があ
っております。
次に事務の概要報告をいたします。
4 月 13 日に「令和 5 年度安芸郡市農業委員会協議会の職員
部会」が北川村で開催され、弘井係長が出席しました。
また、21 日に「第 85 回常設審議会」が高知市で開催さ
れ、弘井係長が出席しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。
- 議 長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといいたしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1
日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に
西岡大作委員及び千光士伊勢男委員を指名いたします。
それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出につ
いて」事務局が説明をいたします。
- 事務局（北村） 「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出につ
いて」ご説明いた
します。
議案書、1 ページをお開きください。
今回は、6 件届出が出ています。
届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の3筆で、面積は全部で574㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり奈比賀の1筆で、面積は全部で23㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜、黒鳥、土居の20筆で、面積は全部で12,879.91㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の1筆で、面積は全部で226㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり畑山の5筆で、面積は全部で833㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の1筆で、面積は全部で208㎡です。

共有持分の相続により所有権の一部が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事務局（北村）

「報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は4ページです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで西浜の1筆です。地目は田で、面積は504㎡です。

当初は、平成6年10月31日から農地法第3条で10年間の賃借権が設定されていましたが、期間満了後も解約手続きがされておりました。

このたび、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第2号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

（質問、意見等 なし）

議 長

質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第3号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第3号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は5ページです。

4月から、下限面積の要件が廃止となりました。調査書の方の項目はまだ残していますが、記載はしていません。

その代わりに、その他の欄を一番下に追加しております。新規就農などに該当する場合、こちらの方に記載をしています。

それでは、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の1筆で、登記地目は畑で、面積は280㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズほかの作付を予定しております。

この件については調査書に記載しましたが、譲受人が所有している農地256㎡が南国安芸道路の施行地になり、国土交通省に用地買収される予定で、譲受人は同程度の農地を探していました。所有農地の近くに譲渡人の同程度の農地があり、4月から下限面積要件が廃止となり許可申請が可能となったため、申請を行うものです。

所在地につきましては、6 ページに地図がございます。

大平・新城集会所の西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は自家消費のため、果樹や野菜を栽培しています。今回の申請地では、自家消費のため、ユズなどを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、9月ごろに耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、果樹、野菜などを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間200日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズなどを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月11日に山内芳幸委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、現況地目は田で、面積は2,226.91㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しております。

この件については調査書に記載しましたが、譲受人は、これまで建設業に従事するとともに、知人のユズ栽培を手伝ってきた経験があります。このたび、建設業は子供に譲り就農するため、後で出てきますが利用権設定とともに、今回の農地取得を行おうとするものです。

今回の案件については、新規就農者による申請であるため、現地確認にあたり、確認いただいた委員に耕作計画書も確認いただきました。

また、農業委員会で、これまで農地を保有されていなかった方の申請が、資産保有や転用につながることも懸念される意見があったため、申請代理人にそういった意見があった旨を申請人に伝えるよう連絡しました。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

横井建設の西隣りの農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、建設業を子供に譲り、自らは就農する予定をしています。今回の申請地には、ユズを作付する予定をしており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は

新規就農する予定で、農業に従事する予定者、年間250日が1名、年間40日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月10日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり東浜の3筆で、現況地目は田で、面積は3,341㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナス、水稻の作付を予定しています。

所在地につきましては、7ページに地図がございます。

安芸郵便局の東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻等を栽培しています。今回の申請地は、ナス、水稻の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業

に従事する予定者、年間365日が3名、年間200日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナス、水稻の作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月12日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

最後に、申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり西浜の1筆で、登記地目は田で、面積は504㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しています。

所在地につきましては、7ページに地図がございます。

市営津久茂団地から見て、上段、北西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻を栽培しています。今回の申請地には、野菜を作付する予定であり、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年3月ごろに耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が2名、年間200日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を作付する予定であり、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月12日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、山内芳幸委員、申請番号2番は、大久保暢夫委員、申請番号3番及び4番は、川島一義委員、お願いします。

12番山内委員

1番です。先ほどの説明のとおりです。

3番大久保委員

2番です。4月10日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

4番川島委員

3番と4番です。12日に現地を確認してきました。内容については、先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第3号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

「議案第4号の5条第1項申請について」説明いたします。

今回は、4件の申請が提出されております。

議案書は、8ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は406㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、10ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、西浜の馬ノ丁のバス停から東に入ったところにある農地です。

現地確認は4月12日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準です。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、自宅で家族と暮らしていますが、一般国道55号安芸道路の計画により、移転を余儀なくされました。現住宅は高台にあり津波浸水地域や急傾斜地崩落危険地域に該当しておらず、また、住み慣れた地域で農業を継続するため、近隣で適地を探していたところ、現住宅から150mの位置にある申請地に行き当たり選定したもので、他に適した用地が無く、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、土地等の売買に関する契約書の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は譲渡人所有の農地、南側は建設中の一般国道55号安芸道路、東側は市道を挟んで山林、西側は同意のある農地です。生活排水は浄化槽で処理後、東側市道側溝へ、雨水は自然浸透及び東側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は572㎡で、転用目的は農家住宅の建築です。場所は、10ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、先ほどの申請番号1番と同じ西浜で、馬ノ丁のバス停から北に入ったところにある農地です。

現地確認は、4月12日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたると判断しています。理由は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるためです。第1種農地は原則転用が許可できませんが、農地法施行規則第33条第4項、集落接続により転用許可は可能であると考えています。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用者の現在の住宅が一般国道55号安芸道路工事のため収用されることとなり、代替地が必要となりました。住み慣れた場所、人間関係を維持するため、周辺の土地を探したが適地がなかったため、自己所有の農地を選定したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認

められます。

資力や信用につきましては、土地売買に関する契約書及び権利消滅に関する契約書の写しを確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、農家住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで同意のある農地、西側は市道を挟んで同意のある農地と宅地、南側及び東側は道路予定地です。生活排水は浄化槽で処理後、西側市道側溝へ、雨水は自然浸透及び西側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ですが、8年以上が経過しているため問題ないと判断しました。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

申請番号 3 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は264㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は、11ページに地図を掲載しています。

現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、安芸おひさま保育所の南側にある農地です。

現地確認は、4月12日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は3年程前にUターンし、現在実家で暮らしていますが、以前ボヤをおこし傷みがひどいため住宅の新築を計画していました。市街地は津波の浸水被害が予想される地域が多く、地震等があった際にも安全と思われる場所で適地を探していました。当該申請地の近くには保育園もあり、津波等被害予想から考え、安全だと判断したものです。申請地付近の宅地等を探しましたがなかったため、当該申請地を選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は保育園、南側は市道を挟んで駐車場、東側は譲渡人所有の農地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水は自然浸透及び南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は295㎡で、転用目的は農業用倉庫2棟の建築です。

場所は、12ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、穴内・大平新城集会所の東にある農地です。

現地確認は、4月11日に山内芳幸委員、長野榮徳委員に
していただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは農用地区
域内の農地となっております。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用者は申請地近く
で農業を営んでおり、申請地に農業用倉庫を建てていまし
たが、農地の一部が安芸市道にかかったため農業用倉庫を
解体することとなりました。再度農業用倉庫を建築する必
要がありましたが、市道分の面積が減少したため、同規模
の倉庫を建てるには面積が足りないため、北側の農地を購
入し、倉庫を建築し、その残地にもう1棟、農業用倉庫を
建築することとしたものです。申請地は、宅地や道路に囲
まれており、農地として利用することが困難なため選定し
たもので、他に適した用地が無いため、当該申請地を申請
することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、貯金証書の写しを確認し、
問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、
申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたし
ました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提
出されており、農業用倉庫用地として転用面積が妥当であ
ると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障につきましては、当該申請地の
北側は道路予定地、南側は市道を挟んで譲受人所有の農地、
東側は宅地及び同意のある農地、西側は市道を挟んで宅地
となっています。生活雑排水の発生する施設の設置はなく、
雨水は土部分については自然浸透、建物部分は雨どいから
パイプで東側水路に排水する計画です。これらのことから
転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しま
す。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業
の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、
都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で農用地域内となっています。農用地域内の農地は転用できませんが、本申請は農用地利用計画で指定されている用途に利用するものですので、許可は可能です。

写真にありましたとおり、農舎を1棟建築しておりますので、始末書が提出されています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を 申請番号1番から3番は、川島一義委員、申請番号4番は、山内芳幸委員、お願いします。

4番川島委員

1番、2番、3番です。12日に現地を確認してきました。内容については、先ほどの説明のとおりです。

12番山内委員

4番です。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とします。

申請番号1番から4番について、事務局が説明をいたします。

事 務 局 (北村)

議案の説明に入る前に、少し説明させていただきます。

今年の4月から農業経営基盤強化促進法が改正されました。

この改正の中で、これまで市町村が取り扱ってきました、貸し手と借り手による利用権の設定である「農用地利用集積計画」が法律からは無くなり、その代わり、農地中間管理事

業法に、貸し手、農地中間管理機構、借り手の三者間の利用権の設定である「農用地利用集積等促進計画」が定められました。

ただし、新たな利用権設定の仕組みに完全に移行するまでの経過措置期間として、約２年間は従来の「農用地利用集積計画」を作成することができることが定められています。

当面の間は、この経過措置を使い、従来の「農用地利用集積計画」を策定し、ご審議いただきます。

それでは、「議案５号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

まず、申請番号１番から４番まで説明いたします。

議案書は１３ページになります。

申請番号１番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり下山の農地２筆で、地目は田で、面積は全部で981㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は５年間で、賃借料は、10アール当たり米６俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２３ページに地図がございます。

下山小学校の南西にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の判断につきましては、別紙のＡ３の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号２番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地３筆で、地目は田で、面積は全部で729㎡です。

ミョウガを作付する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米６俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２３ページに地図がございます。

辻製油の西側にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の判断につきましては、別紙のＡ３の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調

査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は1,847㎡です。

ミョウガを栽培する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。辻製油の西側にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は575㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、無償の条件で、使用貸借権を再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。堂ノ尾集落の南にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番から3番は、内川昭二委員、黒岩榮之委員に、申請番号4番は、西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番から3番は、私が行います。申請番号4番は、西岡秀輝委員、お願いします。

1 番内川委員

1番、2番、3番です。先日、黒岩委員と確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

8 番西岡秀輝委員

4番です。現地の確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

申請番号 1 番から 4 番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、申請番号 1 番から 4 番については、原案どおり決定いたしました。

次に、申請番号 5 番については、福本隆憲委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により一時退席願います。

(福本委員 退席)

議長 申請番号 5 番について、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 申請番号 5 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,930㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は、無償の条件で、使用貸借権を再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24 ページに地図がございます。

溝ノ辺公園の南東にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を入交大輔委員、お願いします。

入交推進委員 12 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

申請番号 5 番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、申請番号 5 番については、原案どおり決定いたしました。

(福本委員 着席)

議 長

次に申請番号 6 番から 17 番について、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

それでは、説明いたします。

申請番号 6 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 3 筆で、地目は田で、面積は 2,191㎡です。

水稻を作付する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10 アール当たり米 1 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25 ページに地図がございます。

市役所新庁舎建設地の北にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 7 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地 2 筆で、地目は田で、面積は 2,513㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 25 万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25 ページに地図がございます。

J A 安芸集出荷場の東にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 8 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 2 筆で、地目は田で、面積は 2,734㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 4 年間で、賃借料は米 2.5 俵の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26 ページに地図がございます。

山田集落の南にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,080㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は無償の条件で、使用貸借権を再設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページに地図がございました。横井建設の北にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号10番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,130㎡です。

アスパラガスを栽培する予定で、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございました。一ノ宮神社から見て、東側にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号11番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地3筆で、地目は田で、面積は2,501㎡です。

花卉と水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、花卉の部分は10アール当たり米6俵代の条件、水稻の部分は10アール当たり米1.5俵の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございました。一ノ宮神社から見て、東側にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号12番と13番は、所有者の異なる隣接した土地に、同じ賃借人が利用権を設定しようとするものです。そのため、あわせて説明します。

申請番号12番と13番です。

貸付人、借受人は、それぞれ議案書に記載どおり、申請地も記載どおり、井ノ口の農地、それぞれ1筆で、地目はいずれも田で、面積は1,008㎡と1,082㎡です。

文旦を作付しており、貸借期間は10年間で、賃借料は10アール当たり米4俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございました。沢ノ平橋の南西にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号14番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の農地2筆で、地目は田で、面積は945㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、28ページに地図がございました。

六丁集落の東にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号15番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の農地1筆で、地目は田で、面積は525㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は3万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、28ページに地図がございました。

穴内駅の南東にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号16番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり畑山の農地11筆で、地目は畑で、面積は2,183㎡です。

ユズが作付されており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たりユズ2升の条件で新規設定する計画です。

これから現地確認の写真を見ていただきますが、現地は県道畑山栃ノ木線から市道中川線に入り、さらに林道正藤線を登って行ったところで、途中から未舗装の道路を上った場所になります。事前確認で、事務局の私が賃貸人に案内してもらい、場所を確認し、現地の写真と動画を撮ってきました。

県道も途中崩土があり、仮復旧した状態で、さらに未舗装の林道を上がっていかないといけないため、今回の現地確認は写真と動画を確認いただくようにいたしました。

市役所にて現地確認いただいた写真と現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、29ページに地図がございます。畑山の正藤にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号17番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの、認定農業者である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が2%から1%に減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

申請番号17番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載ど

おり井ノ口の農地１筆で、地目は田で、面積は1,074㎡です。

ナスを作付する予定をしており、100万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、３０ページに地図がございます。

一ノ宮神社から見て、東側にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の判断につきましては、別紙のＡ３の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号６番と７番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、申請番号８番から１３番、それから１７番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、申請番号１４番と１５番は、山内芳幸委員、長野榮徳委員に、申請番号１６番は、小松豊喜委員、小松光正委員に、確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号６番と７番は、入交大輔委員、申請番号８番から１３番及び１７番は、小松昌平委員、申請番号１４番及び１５番は、山内芳幸委員、申請番号１６番は、小松光正委員、お願いします。

入交推進委員

６番、７番です。１２日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

小松昌平推進委員

８番から１３番、１７番です。４月１０日に現地確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

12番山内委員

申請番号１４番、１５番です。先ほどの事務局の説明のとおりです。

小松光正推進委員

申請番号１６番です。事務局が撮影してきたものを市役所で確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号６番から１７番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号６番から１７番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第６号 農地中間管理事業法第１

9 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」、説明いたします。

議案書は 31 ページになります。

農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

申請番号 1 番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地 2 筆で、地目は田で、面積は 1,388㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、貸借期間は 10 年間で、賃借料は 10 アール当たり 6 万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、32 ページに地図がございます。赤野橋の北にある農地です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、野町亜理委員、大野實委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長
大野推進委員
議長

現地確認委員の報告を、大野實委員、お願いします。

現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

それでは審議をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長

別にないので、採決いたします。

「議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

全員賛成です。

よって、「議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第 7 号、非農地証明願について

て」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）

「議案第7号、非農地証明願について」説明いたします。
議案書は33ページです。

今回は1件の申請がでております。

それでは、申請番号1番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は72.43㎡となっております。

所在地の地図は、34ページに掲載しております。

江川堂ノ尾集落にある土地で、宅地の一部として利用されています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和19年に住宅を建築、その後一部取り壊し、昭和52年に増築、翌年一部取り壊し、車庫を増設したことです。それ以降、宅地として利用し現在に至っております。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しているため、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、4月11日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

議長
7番樋口委員

現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

11日に現地確認をしてきました。先ほどの報告のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第7号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

全員賛成です。

よって、「議案第7号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村）

まず、「来月の定例会の予定」です。

来月の定例会は、5月26日、金曜日の予定です。
よろしくお願いします。

次に、先月の定例会で決定いただいた「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」の一部訂正がありましたので、報告いたします。

本日、配布させていただいた資料、訂正前と訂正後の箇所について、色付けしています。

内容は、遊休農地の数値を入れる箇所、訂正前は「前年の令和４年の数値」を入れていましたが、正しくは「前々年の令和３年の数値」を入れるということで指摘を受けましたので、これを直した上で、ホームページで公表するようにさせていただきたいと思います。

以上です。

通常でありましたら、農林課の事業報告を年度始めにしていますが、まだ用意ができておりませんので、来月に報告をさせていただきたいと思います。

（その他意見等なし）

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたします。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年5月26日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員